

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進んでおり、2013年（平成25年）には65歳以上が4人に1人を上回る（中位推計）とされており、「超高齢社会」の到来が目前となっています。

また、高齢者の生活様式、価値観は一層多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者の福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方にに基づき、取り組みを進めていくことが必要であるとしています。

本市では、平成20年度に策定した「南丹市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」において基本理念である「健康で生き生きと暮らせるまち」のもと、「高齢者の尊厳への配慮」「健康づくりや介護予防の推進」「高齢者の生きがいくつくりと社会参加の促進」「利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上」「住み慣れた地域で暮らすための支援」「地域で見守ることができる体制づくり」の6つを基本方針として地域の福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。これらの基本理念・基本方針などを基礎としつつも、社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）として策定することとします。

2 計画の法的位置づけ

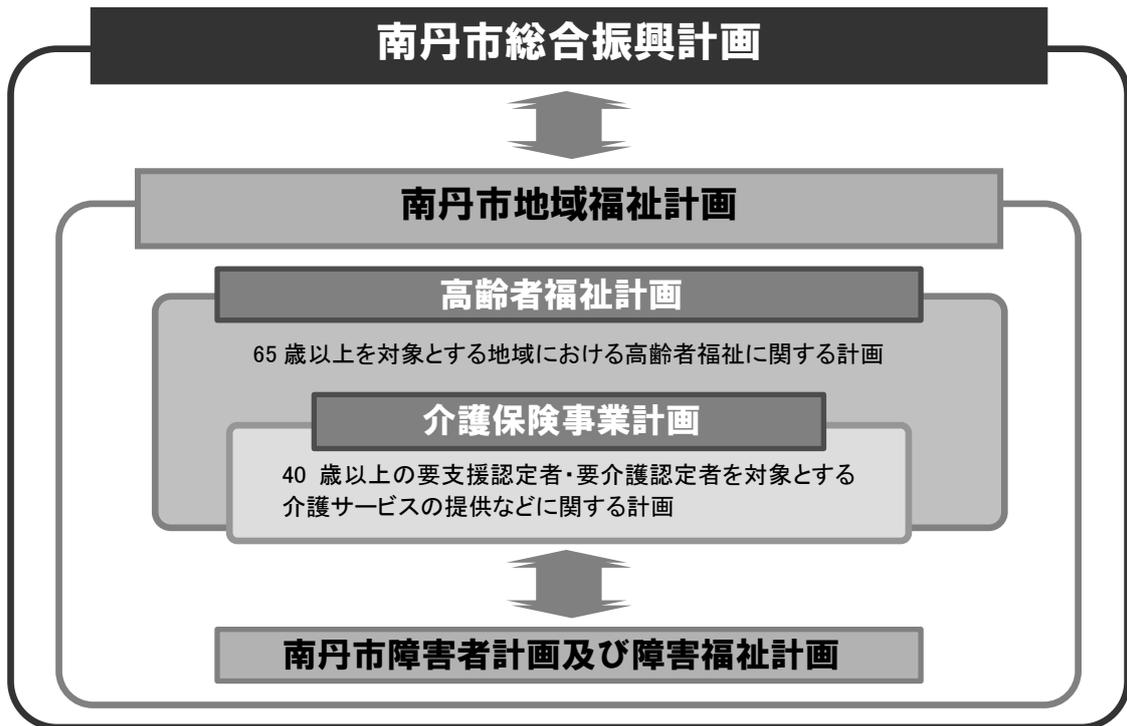
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護認定者や要支援認定者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者に対する福祉施策の実施に関する事項を定めるものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。本計画に位置づけられる具体的な事業はこの上位計画や「南丹市地域福祉計画」と調整を行い、進めていきます。

また、「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」といった関連計画との整合性を図りつつ、第3期計画において設定した2015年（平成27年）の高齢者介護のあり方や介護保険制度の利用に関する目標値などについて現状をふまえ、中間段階としての見直しを行うものとしします。



4 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度までの3年間と定めます。

